

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	松山看護専門学校
設置者名	一般社団法人 松山市医師会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
医療専門課程	第1看護学科	夜・通信	92 単位	9 単位	
	第2看護学科	夜・通信	65 単位	9 単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

<https://www.matsuyama.ehime.med.or.jp/kango/study/1922.html>

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第 2 号の 2－②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第 2 号の 2－①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	松山看護専門学校
設置者名	一般社団法人 松山市医師会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	松山看護専門学校 学校運営委員会
役割	学校運営委員会は、学校長の決定事項である学則、細則等の規程の制定・改廃に関する事項、予算の執行計画に関する事、教育理念・教育目標・教育課程、各年度の教育計画に関する事項、学校の自己点検・自己評価に関する事項及び成績審議に関する事などについて審議することとしている。 委員会構成員には、学校運営に直接関わる教職員以外の外部人材を任命し、審議事項全てに意見を求め、地域ニーズに応える魅力ある学校となるよう、その意見を積極的に活用している。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
松山市医師会会員（医師）	R8. 6. 4～ R10. 6. 3	松山市医師会看護学校担当理事
松山市医師会会員（医師）	R8. 6. 4～ R10. 6. 3	松山市医師会看護学校担当理事
松山市医師会会員（医師）	R8. 6. 4～ R10. 6. 3	松山市医師会看護学校担当理事
松山市医師会会員（医師）	R8. 6. 4～ R10. 6. 3	松山市医師会看護学校担当理事
松山市医師会会員（医師）	R8. 6. 4～ R10. 6. 3	松山市医師会看護学校担当理事
松山市医師会会員（医師）	R8. 6. 4～ R10. 6. 3	松山市医師会看護学校担当理事
（備考） 外部人材として、松山市医師会の 6 名の看護学校担当理事が松山看護専門学校運営委員会の委員に就任している。6 名全員医師会の会員で現職の医師である。		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	松山看護専門学校
設置者名	一般社団法人 松山市医師会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。 (授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 【授業計画(シラバス)の作成】 ・学科長会議で、授業評価、看護師国家試験出題基準等に基づき、シラバス記載項目を検討 ・学校運営委員会で審議・承認された、「松山看護専門学校シラバス作成の手引き(2020年改訂)」に沿って、各科のカリキュラム編成会議がシラバスを作成する。 ・具体的には、 ○教員研修会で、副学校長から全教員にシラバス作成について説明 ○カリキュラム編成会議でシラバス作成依頼項目を確認 ○学科長が全教員にシラバス作成を依頼(シラバス作成ガイドライン配付) ○全教員が学科長にシラバスを提出 ○カリキュラム編成会議において、提出されたシラバスに ①科目名称、担当教員、学年学期、単位数、時間数、授業に関わる実務経験、 ②授業概要、③学習目標、④ディプロマ・ポリシーとの関連、⑤授業計画(回数、内容、主な授業形態)、⑥評価方法、⑦教科書、⑧参考書、受講生へのメッセージ、が記載されているか点検 ○記載事項に不備があるシラバスの再提出を依頼 ○カリキュラム編成会議でシラバスを再点検 ○カリキュラム編成会議で最終的なシラバスを作成する。 ・学校運営委員会が、作成された各科のシラバスを最終的に承認する。 【授業計画の作成・公表時期】 ・作成時期：12月中旬～3月中旬 ・公表時期：作成次第、ホームページにて公開する。 学生には授業開始までに予め配布する。 新1年生へは4月の入学ガイダンスにおいて、在校生へは4月の始業時に配布する。	
授業計画書の公表方法	https://www.matsuyama.ehime.med.or.jp/kango/subjectinfo/syllabus.html

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) 学生の学修意欲は、業績評価や授業への参加状況等により把握する。 【対象科目】 開講する全ての授業科目を対象とする。 【平均点の算出方法】 履修科目の成績評価を点数化（100 点満点）し、全科目の総合点と平均点を算出し、成績分布を作成する。 【学習成果の評価】 学習成果の評価方法は、学科試験では、筆記、口頭、レポート等で、臨地実習では、実習内容、提出した諸記録、レポート等で行う。学科・実習とも成績評価を 100 点満点で点数化し、80 点以上を「優」、70 点以上 80 点未満を「良」、60 点以上 70 点未満を「可」、60 点未満を「不可」としたうえ、「可」以上を及第とし（学則細則第 9 条及び第 13 条）、及第点を取りかつ欠席日数が出席すべき日数の 3 分に 1 以内である者に単位を与える（学則第 11 条）こととしている。なお、評価基準・方法は、事前にシラバス等で広く一般に周知を図っている。
3. 成績評価において、G P A 等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。	(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 本校では、GPA 制度に準ずる客観的な指標を設定し、公表している。現在、客観的な指標として、学則細則の中で、次のとおり定め、学生便覧に掲載し、全学生に配布するとともに、シラバス等により、広く一般に公表している。 ＜学則細則第 9 条及び第 13 条＞ 100 点を満点として、優（80 点以上）、良（70～80 点未満）、可（60 点～70 点未満）、不可（60 点未満）とし、可以上を及第とする。 また、成績評価に当たっては、総合点及び全科目平均点を出し、順位付けを行い、成績の分布状況を把握、分析したうえ、学校運営委員会で審議、承認を受けている。
客観的な指標の 算出方法の公表方法	客観的指標は学生便覧に掲載し、全学生に配布しているほか、シラバス等はホームページにて広く一般に公表している。 https://www.matsuyama.ehime.med.or.jp/kango/subjectinfo/syllabus.html

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

卒業の認定に関する方針を次のとおり定め、在学者だけではなく入学希望者や保護者にも周知するため、シラバスとともにホームページにて公開している。

第1 看護学科の卒業の認定方針（ディプロマ・ポリシー）は、次のとおりである。

1. 人間を理解し、倫理的な態度で看護を実践する力
 - 1) 人間を総合的に捉え、対象の健康と暮らしを理解することができる。
 - 2) 看護職の倫理観に基づき、対象者及び家族の意思決定を支援することができる。
 - 3) 信頼関係の形成に必要なコミュニケーションをとることができる。
2. あらゆる対象に応じた看護を実践する力
 - 1) 科学的根拠に基づいた臨床判断を行い、対象者に必要な看護を実践することができる。
 - 2) 対象の発達段階や健康レベルを踏まえ、健康と暮らしを支える看護を実践できる。
3. 地域の特性を看護に生かす力
 - 1) 地域で暮らす人々の健康課題に関心を寄せ、地域の特性と様々な社会資源を活用して対象者の自助を支援できる。
4. 保健・医療・福祉システムにおける連携・協働できる力
 - 1) 保健・医療・福祉システムにおいて、多職種と連携・協働しながら看護を実践することができる。
5. 主体的に学び続ける力
 - 1) 変化する社会のニーズに対応できる専門職業人として、主体的に新たな知見やエビデンスを学び続けることができる。

第2 看護学科の卒業の認定方針（ディプロマ・ポリシー）は、次のとおりである。

1. 生活者としての人間を統合された存在として多角的にとらえることができる。
2. 人間の生命、人間としての尊厳及び権利を尊重した判断および行動をすることができる。
3. 人々の多様な価値観を認識して、専門職業人としての共感的態度及び倫理に基づいた看護を実践することができる。
4. 看護の対象となる人々の健康状態を判断し、科学的根拠に基づいた看護を実践することができる。
5. 保健・医療・福祉チームの一員として多職種と連携・協働を図り調整的役割を果たすことができる。
6. 松山市及び愛媛県周辺の地域医療への理解を深め、地域の人々の生活を尊重・支援することができる。
7. 自己の資質向上のため、看護に対する探究心・向上心を持ち、主体的に学び続けることができる。

卒業は、学則第25条（卒業の認定）の規程に基づき、単位の修得状況や必要な出席日数を確認するほか、卒業認定方針（ディプロマ・ポリシー）に基づいた能力評価を学校運営委員会（卒業判定会議）に諮り、最終的に学校長が認定している。

卒業の認定に関する
方針の公表方法

<https://www.matsuyama.ehime.med.or.jp/kango/subjectinfo/3policy.html>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	松山看護専門学校
設置者名	一般社団法人 松山市医師会

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	設置主体である松山市医師会の事務局（松山市藤原2丁目4番70号）に備え付け、広く一般の閲覧に供するとともに、希望者には写しを交付する。
収支計算書又は損益計算書	同上
財産目録	—
事業報告書	設置主体である松山市医師会の事務局（松山市藤原2丁目4番70号）に備え付け、広く一般の閲覧に供するとともに、希望者には写しを交付する。
監事による監査報告（書）	同上

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

【第1看護学科】

分野		課程名	学科名		専門士		高度専門士	
医療		医療専門課程	第 1 看護学科		○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類					
			講義	演習	実習	実験	実技	
3 年	昼間 (全日 制)	1 0 9 単位	8 5 単位		2 4 単位			
			1 0 9 単位					
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数		兼任教員数		総教員数
1 2 0 人		1 1 9 人	0 人	1 1 人		4 4 人		5 5 人

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 本校では、「保健師助産師看護師学校養成所定規則」の看護師教育の基本的考え方、留意点に則るとともに、教育理念・教育目的・教育目標・卒業時の特性を考慮して必要な教育内容を策定している。第1看護学科は修業年限3年間で109単位、3,225時間（指定規則は102単位以上）である。 各授業科目は、「看護師に求められる実践能力と卒業時の到達目標」及び「看護師教育の技術項目と卒業時の到達度」に基づき、科目相互の関連性と統合、学習の順序性と深化を考慮して、学年別に科目を配置し、授業要綱、実習要綱及び実習指導要綱を作成している。 1年次は、基礎分野11単位、専門基礎分野13単位、専門分野16単位の科目、計40単位、1,185時間を履修する。看護の学習に必要な科学的思考を身に着けるためその基盤となる科目を配置している。そして看護の対象である人間を生活者として、社会的文化的側面からも理解するとともに、人体の構造と機能、疾病の成り立ちと回復

の促進、基礎看護技術などを学び、看護実践のベースとなる知識や技術を修得する。また、看護の場の多様化、健康の保持増進の重要性から、地域における健康支援について学ぶため領域横断実習として早期に実施する。 2年次は、基礎分野4単位、専門基礎分野10単位、専門分野31単位の科目、計45単位、1,125時間を履修する。人間のあらゆる健康レベルにおける看護、多様な場における看護についての理解を深めながら、看護職としての、責任と役割について学ぶ。授業方法として、看護援助を学ぶ際にはシミュレーションを活用し演習を強化する。また、アクティブラーニングを活用し学生が主体的に学べるように計画する。 3年次は、専門分野24単位の科目、915時間を履修する。ほとんどが臨地実習科目であり、対象がその人らしい生活ができるように支援する看護の方法を学ぶとともに、多職種連携の学びを深め、専門職業人としての責任や倫理観をもって、卒業後も臨床にスムーズに適応できる能力を高めていく。 1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成し、授業の方法に応じ当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、講義及び演習は1単位15時間から30時間、実験・実習は30時間から45時間、臨地実習は45時間の範囲で定め、科目別の授業計画（シラバス）として学生へ具体的に提示する。年間授業計画（シラバス）は、「松山看護専門学校シラバス作成の手引き（2020年改訂）」を活用し、①科目名称、担当教員、学年学期、単位数、時間数、授業に関わる実務経験、②授業概要、③学習目標、④ディプロマ・ポリシーとの関連、⑤授業計画（回数、内容、主な授業形態）、⑥評価方法、⑦教科書、⑧参考書、受講生へのメッセージを記載している。
成績評価の基準・方法 （概要） 本校では、GPA制度に準ずる客観的な指標を設定し、公表している。現在、客観的な指標として、学則細則の中で、次のとおり定め、学生便覧に掲載し、全学生に配布するとともに、シラバス等により、広く一般に公表している。 ＜学則細則第9条及び第13条＞ 100点を満点として、優（80点以上）、良（70～80点未満）、可（60点～70点未満）、不可（60点未満）とし、可以上を及第とする。 成績評価に当たっては、総合点及び全科目平均点を出し、順位付けを行い、成績の分布状況を把握、分析したうえ、学校運営委員会で審議、承認を受けている。
卒業・進級の認定基準 （概要） 卒業の認定に関する方針を次のとおり定め、在学者だけではなく入学希望者や保護者にも周知するため、シラバスとともにホームページにて公開している。 【本校の卒業認定の方針（ディプロマ・ポリシー）】 次の能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、専門士の学位を授与します。 1. 人間を理解し、倫理的な態度で看護を実践する力 1) 人間を総合的に捉え、対象の健康と暮らしを理解することができる。 2) 看護職の倫理観に基づき、対象者及び家族の意思決定を支援することができる。 3) 信頼関係の形成に必要なコミュニケーションをとることができる。 2. あらゆる対象に応じた看護を実践する力 1) 科学的根拠に基づいた臨床判断を行い、対象者に必要な看護を実践するこ

とができる。 2) 対象の発達段階や健康レベルを踏まえ、健康と暮らしを支える看護を実践できる。 3. 地域の特性を看護に生かす力 1) 地域で暮らす人々の健康課題に関心を寄せ、地域の特性と様々な社会資源を活用して対象者の自助を支援できる。 4. 保健・医療・福祉システムにおける連携・協働できる力 1) 保健・医療・福祉システムにおいて、多職種と連携・協働しながら看護を実践することができる。 5. 主体的に学び続ける力 1) 変化する社会のニーズに対応できる専門職業人として、主体的に新たな知見やエビデンスを学び続けることができる。 卒業の認定は、学則第25条（卒業の認定）の規程に基づき、単位の修得状況や必要な出席日数を確認するほか、卒業認定方針（ディプロマ・ポリシー）に基づいた能力評価を学校運営委員会（卒業判定会議）に諮り、最終的に学校長が認定している。 また、進級についても同様に、単位の修得状況や必要な出席日数を確認し、学校運営委員会に諮り、最終的に学校長が進級認定を行っている。
学修支援等 （概要） ・高校新卒が多い第1看護学科では、1年次の学習習慣の定着と基礎学力の確保がその後の学習の基礎となることから、個別性に応じた学習支援に留意している。 ・学生が主体的に学び自己決定するために、「社会人基礎力セミナー」や「医療機関説明会」等を開催し、必要な情報を提供している。 ・アルバイト学生が多いため、体調管理と時間管理がセルフケアでできるよう助言・指導するとともに、学習優先への支援のため保護者との連携を図っている。 ・経済的に恵まれない学生に対しては、修学支援新制度や奨学金制度の周知に努め要件該当者には、積極的な活用を勧めている。 ・入学時のアンケート分析と入学後の日々のデータ管理（出欠状況、受診状況やアルバイト状況の把握）で、不測の事態に対する早めの対応に努める。 ・学年別目標について中間評価を実施し、進捗状況の把握と改善（PDCAサイクル）に努める。 ・ハラスメントのない学習風土形成のために学生の声を聞く場を設定し、対話を促進する。 ・専任の学生カウンセラー導入によるメンタルヘルスサポート体制を整える。 ・卒業後、追跡調査を行う。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
44人 (100%)	0人 (0%)	43人 (97.7%)	1人 (2.3%)
(主な就職、業界等) 卒業生44名中43名が病院等（医療関係業界）に就職。			

(就職指導内容) クラス担任及び学科長による進路ガイダンス、就職個別面談指導を全員に実施。
(主な学修成果（資格・検定等）) 看護師資格国家試験において、44名中43名が合格。（合格率97.7%）
(備考)（任意記載事項）

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
117人	3人	2.6%
(中途退学の主な理由) 進路変更		
(中退防止・中退者支援のための取組) クラス担任及び学科長による個別面接指導を実施。		

【第2看護学科】

分野		課程名	学科名		専門士		高度専門士	
医療		医療専門課程	第2看護学科		○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類					
			講義	演習	実習	実験	実技	
3年	昼間 (定時 制)	72単位	56 単位		16 単位			
			72単位					
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数		
120人		59人	0人	7人	36人	43人		

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）	
（概要） 本校では、「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」の看護師教育の基本的考え方、留意点等に則るとともに、教育理念・教育目的・教育目標・卒業時の特性を考慮して教育課程の考え方とそれに必要な教育内容を策定している。第2看護学科は昼間定時制の修業年限3年間で72単位2,070時間（指定規則は68単位）である。 各授業科目は、「看護師に求められる実践能力と卒業時の到達目標」及び「看護師教育の技術項目と卒業時の到達度」に基づき、科目相互の関連性と統合、学習の順序性と深化を考慮して、学年別・年度別に科目を配置し、授業要綱、実習要綱及び実習指導要綱を作成している。 1年次は、基礎分野6単位、専門基礎分野9単位、専門分野15単位330時間を履修し、保健医療福祉チームと連携・協働して看護を実践することができる豊かな人間性を育み、看護の対象となる人間と人間の生活・社会を広い視野から理解するとともに、人体の構造と機能、疾病の成り立ちの回復の促進、基礎看護技術等を学び、看護実践のベースとなる知識や技術を修得する。 2年次は、基礎分野2単位、専門基礎分野6単位、専門分野13単位345時間を履修し、科学的根拠に基づいた看護の実践ができるよう、人間の健康障害と健康支援、社会保障などに関する内容を学び、後期には基礎看護学実習2単位90時間をとおして学習を深めていく。 3年次は、専門分野5単位75時間、臨地実習14単位630時間を履修し、各看護学の实習を通して看護実践を意識した学習を深め、倫理観を育み、保健医療福祉チームの一員として働く力を養う。 1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成し、授業の方法に応じ当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、講義及び演習は1単位15時間から30時間、実験・実習は30時間から45時間、臨地実習は45時間の範囲で定め、科目別の授業計画（シラバス）として学生へ具体的に提示する。年間授業計画（シラバス）は、「松山看護専門学校シラバス作成の手引き（2020年改訂）」を活用し、①科目名称、担当教員、学年学期、単位数、時間数、授業に関わる実務経験、②授業概要、③学習目標、④ディプロマ・ポリシーとの関連、⑤授業計画（回数、内容、主な授業形態）、⑥評価方法、⑦教科書、⑧参考書、受講生へのメッセージを記載している。	

成績評価の基準・方法
(概要) 本校では、GPA 制度に準ずる客観的な指標を設定し、公表している。現在、客観的な指標として、学則細則の中で、次のとおり定め、学生便覧に掲載し、全学生に配布するとともに、シラバス等により、広く一般に公表している。 〈学則細則第 9 条及び第 13 条〉 100 点を満点として、優 (80 点以上)、良 (70～80 点未満)、可 (60 点～70 点未満)、不可 (60 点未満) とし、可以上を及第とする。 成績評価に当たっては、総合点及び全科目平均点を出し、順位付けを行い、成績の分布状況を把握、分析したうえ、学校運営委員会で審議、承認を受けている。
卒業・進級の認定基準
(概要) 卒業の認定に関する方針を次のとおり定め、在学者だけではなく入学希望者や保護者にも周知するため、シラバスとともにホームページにて公開している。 【本校の卒業認定の方針 (ディプロマ・ポリシー)】 次の能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、専門士の学位を授与します。 1. 生活者としての人間を統合された存在として多角的にとらえることができる。 2. 人間の生命、人間としての尊厳及び権利を尊重した判断および行動をすることができる。 3. 人々の多様な価値観を認識して、専門職業人としての共感的態度及び倫理に基づいた看護を実践することができる。 4. 看護の対象となる人々の健康状態を判断し、科学的根拠に基づいた看護を実践することができる。 5. 保健・医療・福祉チームの一員として多職種と連携・協働を図り調整的役割を果たすことができる。 6. 松山市及び愛媛県周辺の地域医療への理解を深め、地域の人々の生活を尊重・支援することができる。 7. 自己の資質向上のため、看護に対する探究心・向上心を持ち、主体的に学び続けることができる。 卒業の認定は、学則第 25 条 (卒業の認定) の規程に基づき、単位の修得状況や必要な出席日数を確認するほか、卒業認定方針 (ディプロマ・ポリシー) に基づいた能力評価を学校運営委員会 (卒業判定会議) に諮り、最終的に学校長が認定している。 また、進級についても同様に、単位の修得状況や必要な出席日数を確認し、学校運営委員会に諮り、最終的に学校長が進級認定を行っている。
学修支援等
(概要) ・准看護師の資格を生かして就労しながら看護師を目指す学生への支援は、多様性への対応と言ってもよく、学生個々の生活状況を把握した学習支援を行うことが重要となる。 ・学生が主体的に学び自己決定するために、「社会人基礎力セミナー」や「医療機関説明会」等を開催し、必要な情報を提供する。 ・厚生労働省から「専門実践教育訓練指定講座」の認定を受けており、社会人学生の経済的支援に有用なことから、講座更新資格要件の維持に努める。

- ・経済的に恵まれない学生に対しては、修学支援新制度や奨学金制度の周知に努め、要件該当者には積極的な活用を勧めている。
- ・入学時のアンケート分析と入学後の日々のデータ管理（出欠状況、受診状況やアルバイト状況の把握）で、不測の事態に対する早めの対応に努める。
- ・学年別目標について中間評価を実施し、進捗状況の把握と改善（PDCA サイクル）に努める。
- ・ハラスメントのない学習風土形成のために学生の声を聞く場を設定し、対話を促進する。
- ・専任の学生カウンセラー導入によるメンタルヘルスサポート体制を整える。
- ・卒業後追跡調査を行う。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
26人 (100%)	0人 (0%)	23人 (88.5%)	3人 (11.5%)
（主な就職、業界等） 卒業生 26 名中 23 名が病院等（医療関係業界）に就職。			
（就職指導内容） クラス担任及び学科長による進路ガイダンス、就職個別面談指導を全員に実施。			
（主な学修成果（資格・検定等）） 看護師資格国家試験において、26 名中 21 名が合格。（合格率 80.8%）			
（備考）（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
72人	2人	2.8%
（中途退学の主な理由） 進路変更		
（中退防止・中退者支援のための取組） クラス担任及び学科長による個別面接指導を実施。		

②学校単位の情報

a)「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考（任意記載事項）
第1看護学科	150,000 円	636,000 円	164,000 円	
第2看護学科	150,000 円	480,000 円	156,000 円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援（任意記載事項）				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.matsuyama.ehime.med.or.jp/kango/evaluation/		
学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制） 自己点検・自己評価委員会規程及び学校関係者評価委員会規程を定め、自己点検・自己評価結果の客観性・透明性を高めるとともに、教育活動及び学校運営の改善を図ることを目的に、地域有識者等5名からなる学校関係者評価委員会を年2回程度開催することとしている。実施方法としては、第1回目は、自己点検・自己評価結果を説明し、第2回目に、それに対する意見を求めることとしている。 評価する項目は、「看護師等養成所自己点検・自己評価指針」に則った学校運営・管理及び教育活動、研究活動等に関する8カテゴリー129項目から選定する。 委員会の構成は、有識者1名、関係業界2名、保護者1名、卒業生1名の計5名とする。 評価結果で改善を要すると指摘された点は、学校運営委員会に諮り、具体的な改善方策を立て、学校長以下教職員全員で改善に取り組む。 今年度は6月24日に第1回委員会を開催し、自己点検・自己評価の結果を説明するとともに、7月中に第2回目を開催し、その評価を取りまとめ学校運営に反映することとしている。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
公民館 館長	令和7年10月1日～ 令和9年9月30日	地域有識者
高等学校 前副校長	令和7年10月1日～ 令和9年9月30日	関係業界
愛媛県社会福祉協議会 常務理事	令和7年10月1日～ 令和9年9月30日	関係業界
老人保健施設 看護師長	令和7年10月1日～ 令和9年9月30日	保護者
病院 看護師	令和7年10月1日～ 令和9年9月30日	卒業生

学校関係者評価結果の公表方法
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.matsuyama.ehime.med.or.jp/kango/evaluation/
第三者による学校評価（任意記載事項）

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.matsuyama.ehime.med.or.jp/kango/
--